

基準料率の適合性審査期間の短縮について

平成20年1月

自賠責保険基準料率改定の内容

今回の料率改定に関する基本的な考え方

平成14～19年度の保険契約者は基準料率から保険料等充当交付金を控除した金額を負担することになっているため、現行基準料率を維持した場合、保険料等充当交付金が終了する20年度以降は、保険契約者の負担は増加する。

平成19年度料率検証結果によれば平成20契約年度の損害率は85.2%となり、予定損害率106.9%と比較すると乖離している状況にあるため、収支の調整を行うとともに全自賠責事業者分の累計収支残(黒字額)および累積運用益を還元することにより、基準料率を引下げ、保険契約者の負担を軽減する。

平成18年12月以降、JA共済に対しても自賠法が全面適用されていることから、JA共済の累計収支残および累積運用益も還元の対象とする。

(1) 純保険料率の算定

平成20契約年度の純保険料率収支を基準とし、全自賠責事業者の累計収支残・累積運用益を勘案することにより改定する。

- ・最新の損害率(平成19年度料率検証結果による)

平成20契約年度損害率 85.2%(全車種合計)

- ・累計収支残(全自賠責事業者分)の還元

平成19契約年度までの全自賠責事業者の累計収支残6,570億円を平成20～24契約年度の5年間で還元する。なお、JA共済の累計収支残は、平成18年12月以降に限定することなく、損保会社等と同水準とし、収入純保険料シェアに応じた額を還元の対象とする。

- ・累積運用益(全自賠責事業者分)の還元

平成19年度までの全自賠責事業者の累積運用益3,951億円を平成20～24契約年度の5年間で還元する。なお、JA共済の累積運用益も、過年度分を含め全額を還元の対象とする。

(2) 社費の算定

平成20～24年度の5年間で社費収支を均衡させることとし、直近事業年度の実績値（平成18年度決算）をベースに所要額を推計し、社費の累計収支残の還元等の影響を合計して、22年度（20～24年度の5年間の中央時点）を基準に改定する。

・水準是正

賃金上昇率、物価上昇率を据置きとして、厚生年金保険料率の引上げ、雇用保険料率の引下げ、契約台数および支払件数の増減率を算入する。

・累計収支残の還元

平成19年度末の全自賠責事業者の累計収支残472億円および損保料率機構の累計収支残84億円を20～24年度の5年間で還元する。なお、JA共済の累計収支残も、過年度分を含め全額を還元の対象とする。

・(財)自賠責保険・共済紛争処理機構の運営経費

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構の運営経費の一部として、契約1件当たり4円を社費に算入する。

(3) 代理店手数料の算定

平成20～24年度の5年間で均衡させることとし、平成18年度における契約1件当りの所要額を算出した上で、賃金上昇率、物価上昇率を据置きとして、22年度（20～24年度の5年間の中央時点）を基準に改定する。

(4) 賦課金率

純賦課金率（ $\frac{25}{10,000}$ ）、付加賦課金率（ $\frac{K}{K+4} \times \frac{6}{1,000}$ ）ともに、据置きとする。

(5) 改定の実施日

基準料率の改定実施日は、平成20年4月1日とする。

自賠責保険 基準料率の改定率計算

項	目	
平成20契約年度の収支	A.平成20契約年度収入純保険料	9,664 億円
	B.平成20契約年度支払保険金	8,238 億円
	C.損 害 率 (B ÷ A)	85.2 %
	D.純保険料率収支調整による改定率	14.8 %
累計収支残の還元 (全自賠責事業者分)	E.平成19契約年度までの累計収支残	6,570 億円
	F.平成20～24契約年度収入純保険料	48,821 億円
	G.累計収支残の還元による改定率	13.5 %
累積運用益の還元 (全自賠責事業者分)	H.平成19年度までの累積運用益	3,951 億円
	I.平成20～24契約年度収入純保険料	48,821 億円
	J.累積運用益の還元による改定率	8.1 %
基準料率改定率	K.純保険料率改定率 (D + G + J)	36.3 %
	L.社 費 改 定 率	0.8 %
	M.代理店手数料改定率	0.0 %
	N.合計 (K × 0.669 + L × 0.241 + M × 0.090)	24.1 %

(注) 1. 合計(N)欄の算式中の数値(0.669、0.241、0.090)は、17年4月実施基準料率における純保険料率、社費、代理店手数料の割合である。

[参考：契約者負担額の改定率試算]

契約者負担額の改定率	O.保険料等充当交付金の交付終了による改定率	2.5 %
	P.基準料率改定率 (N ÷ 0.976)	24.7 %
	Q.合 計 (O + P)	22.2 %

(注) 2. 基準料率改定率(P)欄の算式中の数値(0.976)は、17年4月実施基準料率に対する19年度の契約者負担額の割合である。

車 種 別 損 害 率

車 種	平成 2 0 契 約 年 度 損 害 率 (%)
営 業 用 乗 合 自 動 車	8 0 . 7
自 家 用 乗 合 自 動 車	7 6 . 0
営 業 用 乗 用 自 動 車	9 9 . 6
自 家 用 乗 用 自 動 車	8 4 . 1
営 業 用 貨 物 自 動 車	8 3 . 8
自 家 用 貨 物 自 動 車	8 4 . 8
軽 自 動 車 (検 査 対 象 車)	8 6 . 8
軽 自 動 車 (検 査 対 象 外 車)	9 2 . 2
小 型 二 輪 自 動 車	6 8 . 3
原 動 機 付 自 転 車	9 2 . 9
そ の 他	8 7 . 2
合 計	8 5 . 2

(注) 保険成績を的確に予測するためには、大数の法則を満たす十分なデータ量を確保する必要があるため、11車種区分に統合して車種別損害率を算出している。

自賠責保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車種		基準料率				【参考：保険料等充当交付金を控除した金額（契約者が負担する金額）】					
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A×100	現行の契約者負担額		改定額 G=B-F	改定率 H=G÷F×100		
						現行保険料等 充当交付金 E	控除後の金額 (契約者負担額) F=A-E				
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	66,830	43,650	△ 23,180	△ 34.7	2,070	64,760	△ 21,110	△ 32.6		
	自家用	18,600	13,080	△ 5,520	△ 29.7	460	18,140	△ 5,060	△ 27.9		
営業用乗用自動車	A	120,990	94,330	△ 26,660	△ 22.0	3,880	117,110	△ 22,780	△ 19.5		
	B	96,100	75,180	△ 20,920	△ 21.8	3,050	93,050	△ 17,870	△ 19.2		
	C	73,090	57,480	△ 15,610	△ 21.4	2,280	70,810	△ 13,330	△ 18.8		
	D	29,950	24,300	△ 5,650	△ 18.9	840	29,110	△ 4,810	△ 16.5		
自家用乗用自動車		18,470	13,850	△ 4,620	△ 25.0	450	18,020	△ 4,170	△ 23.1		
けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	72,920	49,040	△ 23,880	△ 32.7	2,270	70,650	△ 21,610	△ 30.6	
		最大積載量が2トン以下のもの	50,030	34,230	△ 15,800	△ 31.6	1,510	48,520	△ 14,290	△ 29.5	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	51,070	35,260	△ 15,810	△ 31.0	1,540	49,530	△ 14,270	△ 28.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	33,750	23,920	△ 9,830	△ 29.1	960	32,790	△ 8,870	△ 27.1	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	27,140	19,420	△ 7,720	△ 28.4	740	26,400	△ 6,980	△ 26.4		
	自家用	15,920	12,250	△ 3,670	△ 23.1	370	15,550	△ 3,300	△ 21.2		
小型二輪自動車		12,940	9,280	△ 3,660	△ 28.3	270	12,670	△ 3,390	△ 26.8		
軽自動車	検査対象車	15,420	12,090	△ 3,330	△ 21.6	350	15,070	△ 2,980	△ 19.8		
	検査対象外車	9,930	8,620	△ 1,310	△ 13.2	170	9,760	△ 1,140	△ 11.7		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		9,190	7,930	△ 1,260	△ 13.7	140	9,050	△ 1,120	△ 12.4		
緊急自動車		7,620	6,870	△ 750	△ 9.8	90	7,530	△ 660	△ 8.8		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		15,800	12,370	△ 3,430	△ 21.7	360	15,440	△ 3,070	△ 19.9	
	小型二輪自動車		8,990	7,790	△ 1,200	△ 13.3	130	8,860	△ 1,070	△ 12.1	
	軽自動車	検査対象車	8,990	7,790	△ 1,200	△ 13.3	130	8,860	△ 1,070	△ 12.1	
		検査対象外車	8,990	7,790	△ 1,200	△ 13.3	130	8,860	△ 1,070	△ 12.1	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		8,230	7,270	△ 960	△ 11.7	110	8,120	△ 850	△ 10.5	
	教習用自動車		8,230	7,270	△ 960	△ 11.7	110	8,120	△ 850	△ 10.5	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		23,750	17,720	△ 6,030	△ 25.4	630	23,120	△ 5,400	△ 23.4
		小型二輪自動車		12,560	10,190	△ 2,370	△ 18.9	250	12,310	△ 2,120	△ 17.2
		軽自動車	検査対象車	12,560	10,190	△ 2,370	△ 18.9	250	12,310	△ 2,120	△ 17.2
			検査対象外車	12,560	10,200	△ 2,360	△ 18.8	250	12,310	△ 2,110	△ 17.1
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		4,990	5,090	100	2.0	0	4,990	100	2.0		
被けん引軽自動車	検査対象車	4,990	5,090	100	2.0	0	4,990	100	2.0		
	検査対象外車	4,990	5,100	110	2.2	0	4,990	110	2.2		
原動機付自転車		7,580	6,960	△ 620	△ 8.2	0	7,580	△ 620	△ 8.2		

(注) 1. 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

2. 平成19年度の契約者負担額は、基準料率から国土交通省が定めた保険料等充当交付金を控除した金額となっている。ただし、原動機付自転車は政府再保険の対象でなかったため、保険料等充当交付金の交付対象となっていない。

3. 保険料等充当交付金は、平成19年度までの契約をもって終了するため、平成20年度以降の契約者負担額は基準料率と同額となる。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		基 準 料 率				【参考：保険料等充当交付金を控除した金額（契約者が負担する金額）】					
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100	現行の契約者負担額		改 定 額 G=B-F	改 定 率 H=G÷F×100		
						現行保険料等 充当交付金 E	控除後の金額 (契約者負担額) F=A-E				
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	21,150	15,170	△ 5,980	△ 28.3	540	20,610	△ 5,440	△ 26.4		
	自家用	18,600	13,080	△ 5,520	△ 29.7	460	18,140	△ 5,060	△ 27.9		
営業用乗用自動車	個人を除く	21,510	17,810	△ 3,700	△ 17.2	550	20,960	△ 3,150	△ 15.0		
	個人	20,030	16,660	△ 3,370	△ 16.8	500	19,530	△ 2,870	△ 14.7		
自家用乗用自動車		7,410	6,660	△ 750	△ 10.1	80	7,330	△ 670	△ 9.1		
けん引普通貨物自動車 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,110	20,180	△ 7,930	△ 28.2	770	27,340	△ 7,160	△ 26.2	
		最大積載量が2トン以下のもの	18,300	13,790	△ 4,510	△ 24.6	450	17,850	△ 4,060	△ 22.7	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,110	20,180	△ 7,930	△ 28.2	770	27,340	△ 7,160	△ 26.2	
		最大積載量が2トン以下のもの	18,300	13,790	△ 4,510	△ 24.6	450	17,850	△ 4,060	△ 22.7	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	7,970	7,040	△ 930	△ 11.7	100	7,870	△ 830	△ 10.5		
	自家用	7,970	7,040	△ 930	△ 11.7	100	7,870	△ 830	△ 10.5		
小型二輪自動車		7,440	6,380	△ 1,060	△ 14.2	80	7,360	△ 980	△ 13.3		
軽自動車	検査対象車	6,490	6,100	△ 390	△ 6.0	50	6,440	△ 340	△ 5.3		
	検査対象外車	5,690	5,600	△ 90	△ 1.6	20	5,670	△ 70	△ 1.2		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,160	5,210	50	1.0	10	5,150	60	1.2		
緊 急 自 動 車		5,210	5,240	30	0.6	10	5,200	40	0.8		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,290	5,300	10	0.2	10	5,280	20	0.4	
	小型二輪自動車		5,290	5,300	10	0.2	10	5,280	20	0.4	
	軽自動車	検査対象車	5,290	5,300	10	0.2	10	5,280	20	0.4	
		検査対象外車	5,280	5,300	20	0.4	10	5,270	30	0.6	
特 種 用 途 自 動 車	霊きゅう自動車		5,010	5,110	100	2.0	0	5,010	100	2.0	
	教習用自動車		5,010	5,110	100	2.0	0	5,010	100	2.0	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,510	6,120	△ 390	△ 6.0	50	6,460	△ 340	△ 5.3
		小型二輪自動車		5,080	5,150	70	1.4	0	5,080	70	1.4
		軽自動車	検査対象車	5,080	5,150	70	1.4	0	5,080	70	1.4
			検査対象外車	5,060	5,140	80	1.6	0	5,060	80	1.6
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		4,990	5,090	100	2.0	0	4,990	100	2.0		
被けん引軽自動車	検査対象車	4,990	5,090	100	2.0	0	4,990	100	2.0		
	検査対象外車	4,990	5,100	110	2.2	0	4,990	110	2.2		
原 動 機 付 自 転 車		5,140	5,210	70	1.4	0	5,140	70	1.4		

- (注) 1. 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。
 2. 平成19年度の契約者負担額は、基準料率から国土交通省が定めた保険料等充当交付金を控除した金額となっている。ただし、原動機付自転車は政府再保険の対象でなかったため、保険料等充当交付金の交付対象となっていない。
 3. 保険料等充当交付金は、平成19年度までの契約をもって終了するため、平成20年度以降の契約者負担額は基準料率と同額となる。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車種		基準料率				【参考：保険料等充当交付金を控除した金額（契約者が負担する金額）】					
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A×100	現行の契約者負担額		改定額 G=B-F	改定率 H=G÷F×100		
						現行保険料等 充当交付金 E	控除後の金額 (契約者負担額) F=A-E				
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	47,150	31,380	△ 15,770	△ 33.4	1,410	45,740	△ 14,360	△ 31.4		
	自家用	18,600	13,080	△ 5,520	△ 29.7	460	18,140	△ 5,060	△ 27.9		
営業用乗用自動車	個人を除く	67,870	53,470	△ 14,400	△ 21.2	2,100	65,770	△ 12,300	△ 18.7		
	個人	29,950	24,300	△ 5,650	△ 18.9	840	29,110	△ 4,810	△ 16.5		
自家用乗用自動車		9,480	8,010	△ 1,470	△ 15.5	150	9,330	△ 1,320	△ 14.1		
けん引普通貨物自動車 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,720	14,710	△ 5,010	△ 25.4	490	19,230	△ 4,520	△ 23.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,720	14,710	△ 5,010	△ 25.4	490	19,230	△ 4,520	△ 23.5	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,720	14,710	△ 5,010	△ 25.4	490	19,230	△ 4,520	△ 23.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,720	14,710	△ 5,010	△ 25.4	490	19,230	△ 4,520	△ 23.5	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	9,150	7,820	△ 1,330	△ 14.5	140	9,010	△ 1,190	△ 13.2		
	自家用	9,150	7,820	△ 1,330	△ 14.5	140	9,010	△ 1,190	△ 13.2		
小型二輪自動車		5,360	5,280	△ 80	△ 1.5	10	5,350	△ 70	△ 1.3		
軽自動車	検査対象車	9,480	8,010	△ 1,470	△ 15.5	150	9,330	△ 1,320	△ 14.1		
	検査対象外車	5,350	5,280	△ 70	△ 1.3	10	5,340	△ 60	△ 1.1		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		6,180	5,890	△ 290	△ 4.7	40	6,140	△ 250	△ 4.1		
緊急自動車		7,490	6,780	△ 710	△ 9.5	80	7,410	△ 630	△ 8.5		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,540	6,810	△ 730	△ 9.7	90	7,450	△ 640	△ 8.6	
	小型二輪自動車		5,360	5,280	△ 80	△ 1.5	10	5,350	△ 70	△ 1.3	
	軽自動車	検査対象車	5,360	5,280	△ 80	△ 1.5	10	5,350	△ 70	△ 1.3	
		検査対象外車	5,350	5,280	△ 70	△ 1.3	10	5,340	△ 60	△ 1.1	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		6,930	6,400	△ 530	△ 7.6	70	6,860	△ 460	△ 6.7	
	教習用自動車		6,930	6,400	△ 530	△ 7.6	70	6,860	△ 460	△ 6.7	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,300	8,670	△ 1,630	△ 15.8	180	10,120	△ 1,450	△ 14.3
		小型二輪自動車		9,620	8,210	△ 1,410	△ 14.7	160	9,460	△ 1,250	△ 13.2
		軽自動車	検査対象車	9,620	8,210	△ 1,410	△ 14.7	160	9,460	△ 1,250	△ 13.2
			検査対象外車	9,600	8,210	△ 1,390	△ 14.5	150	9,450	△ 1,240	△ 13.1
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		4,990	5,090	100	2.0	0	4,990	100	2.0		
被けん引軽自動車	検査対象車	4,990	5,090	100	2.0	0	4,990	100	2.0		
	検査対象外車	4,990	5,100	110	2.2	0	4,990	110	2.2		
原動機付自転車		5,140	5,210	70	1.4	0	5,140	70	1.4		

- (注) 1. 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。
 2. 平成19年度の契約者負担額は、基準料率から国土交通省が定めた保険料等充当交付金を控除した金額となっている。ただし、原動機付自転車は政府再保険の対象でなかったため、保険料等充当交付金の交付対象となっていない。
 3. 保険料等充当交付金は、平成19年度までの契約をもって終了するため、平成20年度以降の契約者負担額は基準料率と同額となる。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		基 準 料 率				【参考：保険料等充当交付金を控除した金額（契約者が負担する金額）】					
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100	現行の契約者負担額		改 定 額 G=B-F	改 定 率 H=G÷F×100		
						現行保険料等 充当交付金 E	控除後の金額 (契約者負担額) F=A-E				
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	21,150	15,170	△ 5,980	△ 28.3	540	20,610	△ 5,440	△ 26.4		
	自家用	18,600	13,080	△ 5,520	△ 29.7	460	18,140	△ 5,060	△ 27.9		
営業用乗用自動車	個人を除く	21,510	17,810	△ 3,700	△ 17.2	550	20,960	△ 3,150	△ 15.0		
	個人	20,030	16,660	△ 3,370	△ 16.8	500	19,530	△ 2,870	△ 14.7		
自家用乗用自動車		7,410	6,660	△ 750	△ 10.1	80	7,330	△ 670	△ 9.1		
けん引普通貨物自動車 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,410	14,510	△ 4,900	△ 25.2	480	18,930	△ 4,420	△ 23.3	
		最大積載量が2トン以下のもの	18,300	13,790	△ 4,510	△ 24.6	450	17,850	△ 4,060	△ 22.7	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	19,410	14,510	△ 4,900	△ 25.2	480	18,930	△ 4,420	△ 23.3	
		最大積載量が2トン以下のもの	18,300	13,790	△ 4,510	△ 24.6	450	17,850	△ 4,060	△ 22.7	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	7,960	7,030	△ 930	△ 11.7	100	7,860	△ 830	△ 10.6		
	自家用	7,960	7,030	△ 930	△ 11.7	100	7,860	△ 830	△ 10.6		
小型二輪自動車		5,360	5,280	△ 80	△ 1.5	10	5,350	△ 70	△ 1.3		
軽自動車	検査対象車	5,510	5,440	△ 70	△ 1.3	20	5,490	△ 50	△ 0.9		
	検査対象外車	5,220	5,260	40	0.8	10	5,210	50	1.0		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,160	5,210	50	1.0	10	5,150	60	1.2		
緊 急 自 動 車		5,210	5,240	30	0.6	10	5,200	40	0.8		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,290	5,300	10	0.2	10	5,280	20	0.4	
	小型二輪自動車		5,220	5,250	30	0.6	10	5,210	40	0.8	
	軽自動車	検査対象車	5,220	5,250	30	0.6	10	5,210	40	0.8	
		検査対象外車	5,220	5,250	30	0.6	10	5,210	40	0.8	
特 種 用 途 自 動 車	霊きゅう自動車		5,010	5,110	100	2.0	0	5,010	100	2.0	
	教習用自動車		5,010	5,110	100	2.0	0	5,010	100	2.0	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,500	5,440	△ 60	△ 1.1	20	5,480	△ 40	△ 0.7
		小型二輪自動車		5,080	5,150	70	1.4	0	5,080	70	1.4
		軽自動車	検査対象車	5,080	5,150	70	1.4	0	5,080	70	1.4
	検査対象外車		5,060	5,140	80	1.6	0	5,060	80	1.6	
	被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		4,990	5,090	100	2.0	0	4,990	100	2.0	
被けん引軽自動車	検査対象車	4,990	5,090	100	2.0	0	4,990	100	2.0		
	検査対象外車	4,990	5,100	110	2.2	0	4,990	110	2.2		
原 動 機 付 自 転 車		5,140	5,210	70	1.4	0	5,140	70	1.4		

- (注) 1. 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。
 2. 平成19年度の契約者負担額は、基準料率から国土交通省が定めた保険料等充当交付金を控除した金額となっている。ただし、原動機付自転車は政府再保険の対象でなかったため、保険料等充当交付金の交付対象となっていない。
 3. 保険料等充当交付金は、平成19年度までの契約をもって終了するため、平成20年度以降の契約者負担額は基準料率と同額となる。

保険期間別改定基準料率表

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

（単位：円、％）

保険期間 車種	12か月（1年契約）				24か月（2年契約）				36か月（3年契約）			
	現行 基準料率 A	改定 基準料率 B	改定額 C = B - A	改定率 D = C ÷ A	現行 基準料率 E	改定 基準料率 F	改定額 G = F - E	改定率 H = G ÷ E	現行 基準料率 I	改定 基準料率 J	改定額 K = J - I	改定率 L = K ÷ I
自家用乗用自動車	18,470 (18,020)	13,850	△ 4,620 (△ 4,170)	△ 25.0 (△ 23.1)	31,730 (30,830)	22,470	△ 9,260 (△ 8,360)	△ 29.2 (△ 27.1)	44,720 (43,390)	30,910	△ 13,810 (△ 12,480)	△ 30.9 (△ 28.8)
自家用小型 貨物自動車	15,920 (15,550)	12,250	△ 3,670 (△ 3,300)	△ 23.1 (△ 21.2)	26,670 (25,940)	19,290	△ 7,380 (△ 6,650)	△ 27.7 (△ 25.6)	—	—	—	—
小型二輪自動車	12,940 (12,670)	9,280	△ 3,660 (△ 3,390)	△ 28.3 (△ 26.8)	20,770 (20,240)	13,400	△ 7,370 (△ 6,840)	△ 35.5 (△ 33.8)	28,440 (27,650)	17,450	△ 10,990 (△ 10,200)	△ 38.6 (△ 36.9)
軽自動車 (検査対象車)	15,420 (15,070)	12,090	△ 3,330 (△ 2,980)	△ 21.6 (△ 19.8)	25,690 (25,000)	18,980	△ 6,710 (△ 6,020)	△ 26.1 (△ 24.1)	35,750 (34,720)	25,730	△ 10,020 (△ 8,990)	△ 28.0 (△ 25.9)
原動機付自転車	7,580	6,960	△ 620	△ 8.2	10,140	8,790	△ 1,350	△ 13.3	12,650	10,580	△ 2,070	△ 16.4

- （注） 1. 現行基準料率の下段の（ ）内は、基準料率から平成19年度の保険料等充当交付金を控除した契約者負担額である。ただし、原動機付自転車は保険料等充当交付金の交付対象となっていないため、契約者負担額は基準料率と同額となる。
 2. 保険料等充当交付金は、平成19年度までの契約をもって終了するため、平成20年度以降の契約者負担額は基準料率と同額となる。
 3. 保険期間が1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0％の利率で計算して割引している。